

令和 7 年度

八幡浜保健所運営協議会資料

日 時：令和 7 年 12 月 11 日（木）

14 : 00 ~ 15 : 30

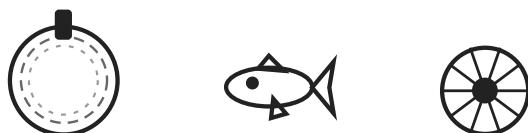
場 所：南予地方局八幡浜支局

7 階大会議室



目 次

愛媛県保健所運営協議会条例	1
八幡浜保健所運営協議会委員名簿	3
(1) 八幡浜保健所管内の概況及び主要事業について	
① 管内の概況及び 企画課の所管事業及び医療対策の現状について	5
② 健康増進課の所管事業について	17
③ 生活衛生課の所管事業について	26
④ 環境保全課の所管事業について	36



○愛媛県保健所運営協議会条例

昭和28年12月25日条例第64号

改正

平成6年10月11日条例第28号

平成9年3月25日条例第4号

平成16年12月24日条例第47号

愛媛県保健所運営協議会条例を、次のように公布する。

愛媛県保健所運営協議会条例

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所に運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

全部改正〔平成9年条例4号〕

(名称)

第2条 協議会の名称には、その置かれた保健所の名称を冠する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

追加〔平成9年条例4号〕

(委員)

第4条 委員は、市町、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適當と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

3 知事は必要があると認めたときは、協議会の意見をきいて、任期中であつても委員を解任することができる。

一部改正〔平成9年条例4号・16年47号〕

(会長の設置及び権限)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に、事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成9年条例4号〕

(招集)

第6条 協議会は、保健所長が招集する。

一部改正〔平成9年条例4号〕

(定足数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として表決に加わることができない。

一部改正〔平成9年条例4号〕

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において掌る。

一部改正〔平成9年条例4号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもの以外、協議会の組織及び運営について必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成9年条例4号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年10月11日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日条例第4号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 運営協議会は、この条例の施行の日に新たに置かれるものとする。

附 則 (平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。 (後略)

八幡浜保健所運営協議会 委員名簿

選任区分	役 職 名	氏 名	備考(代理出席等)
市・町	八幡浜市長	大城 一郎	(随行)八幡浜市保健センター所長 明礼 英和
	大洲市長	二宮 隆久	(代理)副市长 徳永 善彦 (随行)大洲市健康増進課専門官 楠野 修
	西予市長	管家 一夫	(代理)西予市生活福祉部長 籠 寿春 (随行)西予市健康づくり推進課長 清家昌弘
	内子町長	小野植 正久	(随行)内子町保健センター所長兼主幹 花岡 勇公
	伊方町長	高門 清彦	(随行)伊方町中央保健センター所長 垣内 一将
関係行政機関	大洲警察署長	本田 稔	(代理)生活安全課長 村上 哲也
	西予市消防本部消防長	宇都宮 憲治	(代理)西予市消防本部消防次長 坂本 弘治 (随行)防災課長補佐 佐藤 実治
医療関係団体	八幡浜医師会長	芝田 宗生	
	喜多医師会長	大久保 博忠	
	西予市医師会長	安食 研治	
	大洲喜多歯科医師会長	武岡 元就	
	県薬剤師会大洲支部長	新川 祐司	欠席
医療施設	市立八幡浜総合病院長	上村 重喜	欠席
	市立大洲病院長	佐藤 武司	
	西予市立西予市民病院長	菊池 良夫	
学校	西予市小中学校長会長	西川 博幸	
社会福祉施設	特別養護老人ホーミー青石寮施設長	二宮 弘成	
事業場等関係団体	八幡浜大洲地区食品衛生協議会長	中川 義博	
	八幡浜市食生活改善推進協議会長	曾我 澄子	

令和7年度 八幡浜保健所運営協議会 配席図

令和7年12月11日(木)14:00~
南予地方局八幡浜支局7階大会議室

	安食委員 西予市医師会長	芝田委員 八幡浜医師会長	大久保委員 喜多医師会長	
大城委員 八幡浜市長				佐藤委員 市立大洲病院長
二宮委員 大洲市長 (代理)徳永副市長				菊池委員 西予市立西予市民病院長
管家委員 西予市長 (代理)生活福祉部 麓部長				武岡委員 大洲喜多歯科医師会長
小野植委員 内子町長				西川委員 西予市小中学校長会長
高門委員 伊方町長				二宮委員 特別養護老人ホーム青石寮施設長
本田委員 大洲警察署長 (代理)生活安全課 村上課長				中川委員 八幡浜大洲地区食品衛生協会会長
宇都宮委員 西予市消防本部消防長 (代理)消防本部 坂本次長				曾我委員 八幡浜市食生活改善推進協議会会長

環境保全課 富岡課長	健康増進課 出森課長	竹内所長	企画課 渡辺課長	生活衛生課 秦野課長	(発表席)
環境保全課 行定主幹	健康増進課 門家主幹	健康増進課 小笠原主幹	企画課 山田主幹	(保健所)	企画課 堀内主幹
(保健所)		(保健所)		(保健所)	
報道席		(保健所)		(保健所)	

入 口



愛媛県イメージアップキャラクターみきやん

地域保健法(第3章 保健所)

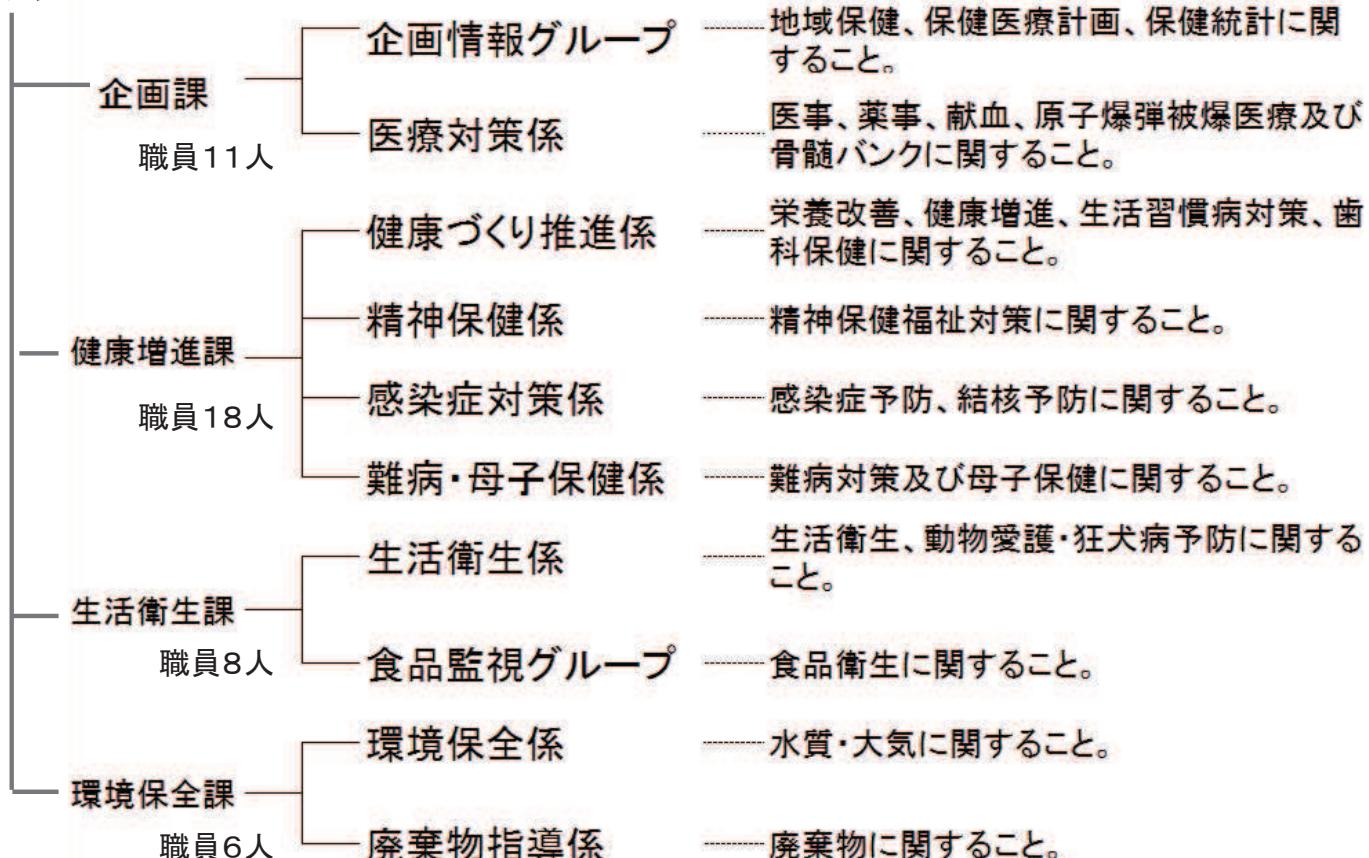
保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生に関する事項
- 5 医事及び薬事に関する事項
- 6 保健師に関する事項

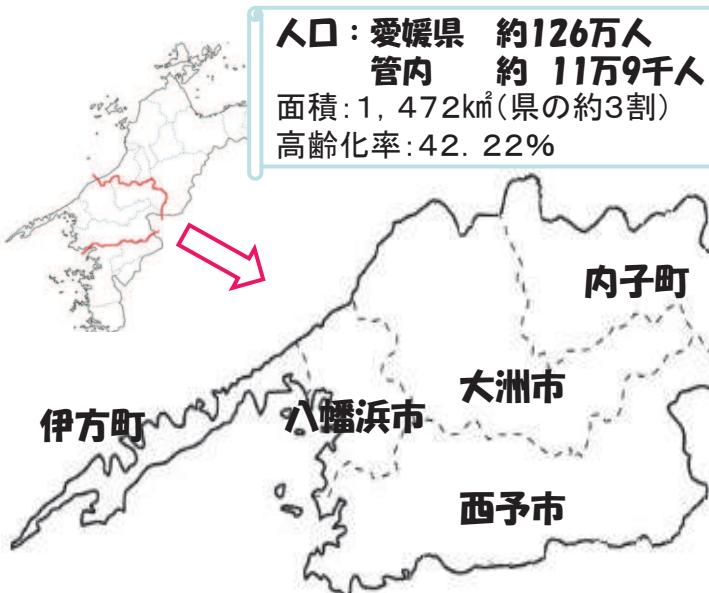
- 7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 9 歯科保健に関する事項
- 10 精神保健に関する事項
- 11 治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾患
により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病的予防に関する事項
- 13 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

八幡浜保健所各係の業務内容

所長



八幡浜保健所管内



教育機関

小学校	48校	(児童数 4,895人)	(-193)
中学校	22校	(生徒数 2,899人)	(-125)
高校	13校	(生徒数 2,860人)	(-50)
高専、短大	なし		
大学	なし		(前年比)

(令和7年度学校基本調査速報値R7.5.1実施)

地区組織

薬物乱用防止指導員	56人	(-2)
食品衛生指導員	95人(うち推進員27人)	(-8)
食生活改善推進員	957人	(-68)

(R7.3.31現在) (前年比)

生活衛生

理容所	220	(-8)
美容所	393	(-19)
クリーニング所	89	(-4)
公衆浴場	54	(-1)
(一般3)		
旅館	202	(-2)
興行場	9	(-)
遊泳用プール	12	(-2)
火葬場	12	(-)
犬登録件数	8,243	(-295)
動物取扱業	47	(-1)

(R7.3.31現在) (前年比)

水道施設

上水道	5	(-)
簡易水道	39	(-)
専用水道	3	(-)
県条例水道等	47	(-)

(R7.3.31現在) (前年比)

生活排水施設

下水道処理施設	10	(-)
し尿処理施設	3	(-)
一般廃棄物ごみ処理施設		
焼却施設	3	(-)
埋立処分場	3	(-)
不燃物処理施設	11	(-)

(R7.3.31現在) (前年比)

管内の医療施設数

R7. 3. 31現在

市町名	病院		一般診療所			歯科診療所 施設数	
	施設数	病床数	有床		無床		
			施設数	病床数			
八幡浜市	5	758 (254)	1	10 (0)	31	32	14
大洲市	6	858 (182)	3	40 (0)	37	40	22
西予市	3	261 (90)	1	19 (0)	29	30	16
内子町	1	92 (40)	1	19 (0)	9	10	7
伊方町	0	0	1	19 (4)	5	6	4
計	15	1,969 (566)	7	107 (4)	111	118	63

()内は、療養病床数の再掲

管内の介護保険関係施設数

市町名	特別養護老人ホーム		養護老人 ホーム (定員)	軽費老人 ホーム (定員)	介護老人 保健施設 (定員)	介護 医療院 (定員)
	広域型 (定員)	地域密着 型 (定員)				
八幡浜市	2(170)	2(58)	2(100)	1(30)	2(200)	2(51)
大洲市	4(209)	3(87)	2(100)	1(30)	3(244)	2(46)
西予市	6(341)	2(48)	2(120)	2(60)	3(290)	0
内子町	3(140)	0	0	1(30)	3(189)	0
伊方町	2(105)	1(29)	0	2(50)	0	0
計	17(965)	8(222)	6(320)	7(200)	11(923)	4(97)

令和7年4月1日現在(長寿介護課)

八幡浜保健所管内の状況①

市町名	面積 (km ²)	世帯数	人口			65歳以上人口		県内順位
			合計	男	女	実数	高齢化率(%)	
八幡浜市	132.65	13,729	28,909	13,621	15,288	12,452	42.09%	9
大洲市	432.12	16,928	37,119	17,906	19,213	14,976	38.71%	11
西予市	514.35	14,847	31,985	15,084	16,901	14,855	44.60%	7
内子町	299.43	6,036	13,797	6,582	7,215	6,166	42.26%	8
伊方町	93.83	3,741	7,083	3,442	3,641	3,824	50.05%	2
管内	1,472.38	55,281	118,893	56,635	62,258	52,273	42.22%	
愛媛県	5,675.87	600,253	1,263,840	600,848	662,992	437,902	34.00%	

* 面積は令和7年 全国都道府県市区町村別面積調より(R7.7.1現在)

* 世帯数、人口は愛媛県推計人口及び人口動態より(R7.4.1現在)

* 65歳以上の人口・高齢化率は高齢者人口等統計表(令和7年度 長寿介護課)より

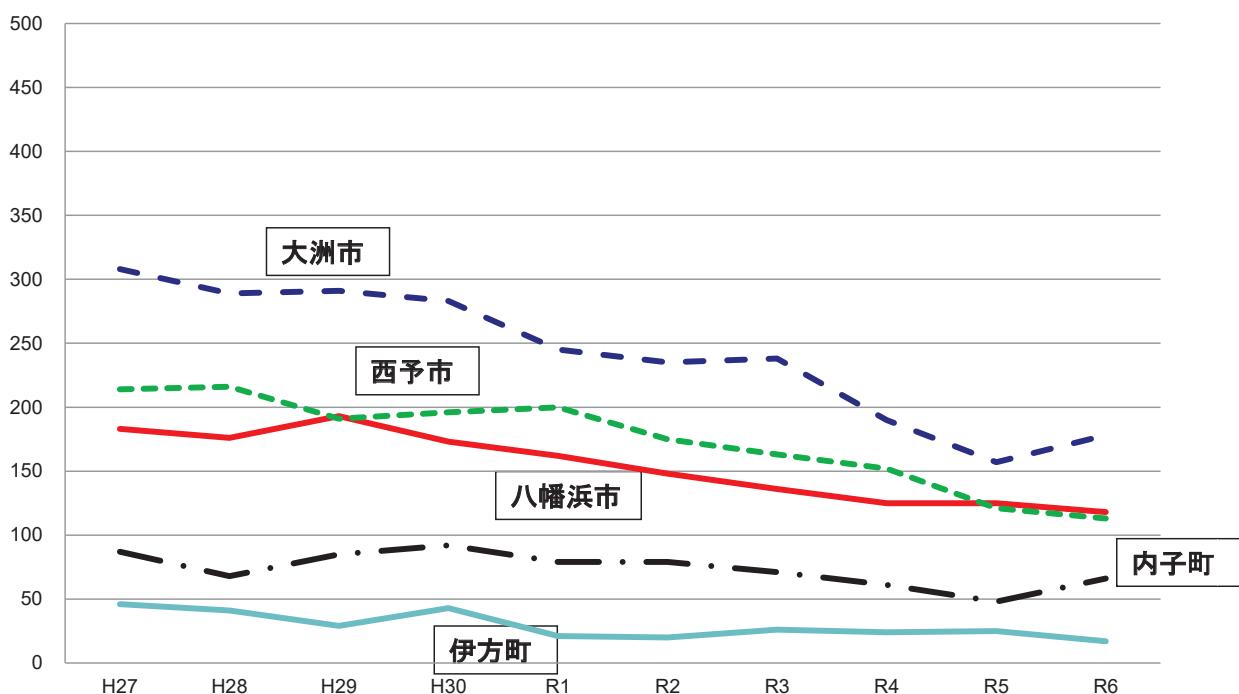
八幡浜保健所管内の状況②

令和6年1月1日～12月31日

	出生数	死亡数	死産数	周産期 死亡数	婚姻件数	離婚件数
八幡浜市	118	686	2	0	60	41
大洲市	178	706	1	1	87	60
西予市	113	755	0	0	77	33
内子町	66	330	1	0	28	11
伊方町	17	223	0	0	24	10
管内	492	2,700	4	1	276	155
愛媛県	6,557	20,407	68	22	4,104	1,884

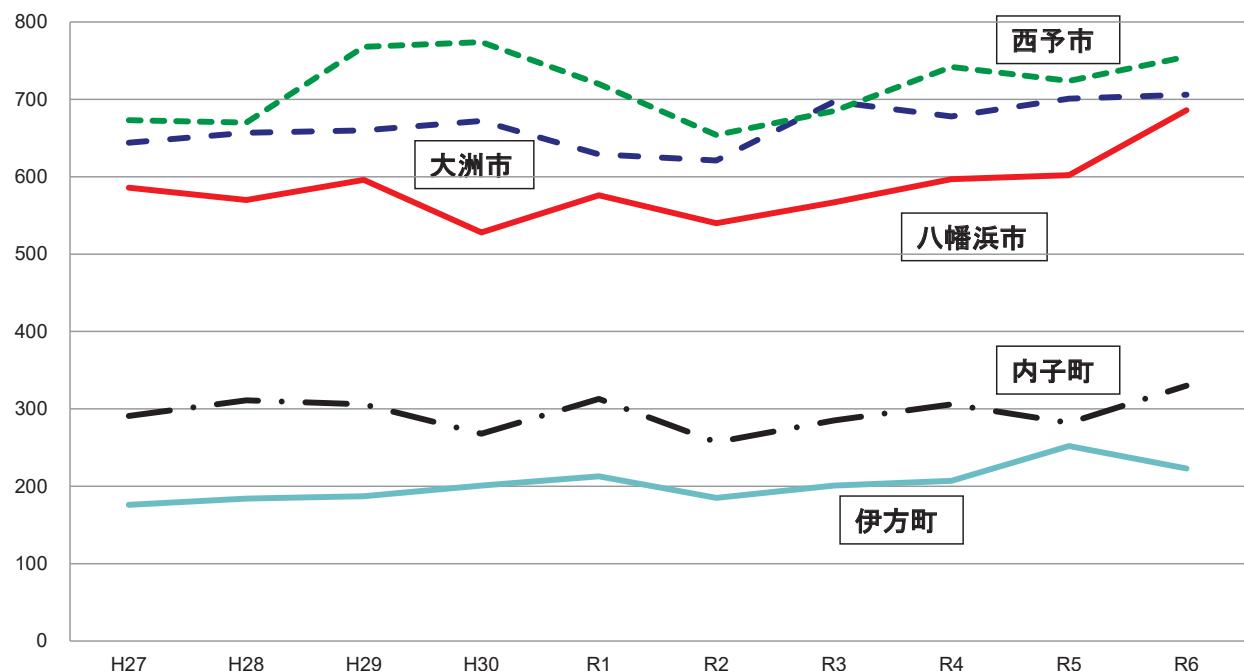
出典:人口動態統計

八幡浜保健所管内市町別出生数の推移 (H27～R6)



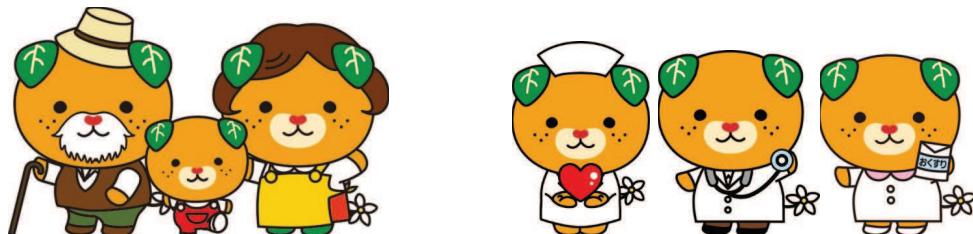
出典:人口動態統計

八幡浜保健所管内市町別死亡者数の推移 (H27—R6)



出典：人口動態統計

企画課の所管事業及び 医療対策の現状について



企画課

企画課の所管事業

○企画情報グループ

- 1 予算・決算に関すること
- 2 庶務に関すること
- 3 保健所運営協議会に関すること
- 4 災害医療に関する事(緊急被ばく医療を含む)
- 5 健康危機管理に関すること
- 6 医療・保健・福祉の連携の推進に関すること
- 7 地域保健関係職員の研修の企画・調整に関すること
- 8 学生実習に関すること
- 9 人口動態統計その他の保健統計に関すること

○医療対策係

- 1 医療法・医療相談に関すること
- 2 救急医療に関すること
- 3 地域医療構想に関すること
- 4 医薬品・医療機器等法及び麻薬、毒劇物等に関すること
- 5 薬物乱用防止に関すること
- 6 温泉の利用等に関すること
- 7 原爆医療に関すること
- 8 あん摩マッサージ指圧師等の法に関すること
- 9 医療従事者免許に関すること

救急医療の現状について

県下の医療機関数

○管内の人口、面積及び医療機関数

保 健 所	面積 (m ²)	人口 (人)	病院数	診療所数	
				医科	歯科
四国中央保健所	421.24	77,035	9	51	31
西条保健所	744.48	208,818	21	160	99
今治保健所	449.59	147,255	28	112	86
中予保健所	1,111.39	121,729	9	104	57
八幡浜保健所	1,472.38	118,224	15	149	63
宇和島保健所	1,047.44	92,607	12	105	53
参考) 松山市保健所	429.35	495,581	41	484	241

人口及び面積はR7.7.1現在 医療機関数はR7.3.31現在

管内の初期救急医療

		八幡浜・西宇和	大洲・喜多	西予	
通常 の 初期 救急	担当	八幡浜地区施設事務組合 一次救急 休日・夜間診療所	大洲喜多 休日夜間 急患センター	在宅当番制	
	平日	20:00~23:00	19:00~22:00	—	
	日	9:00~18:00	9:00~18:00 19:00~22:00	診療所により 異なる	
	祝	9:00~18:00	9:00~18:00		
小児 救急	担当	在宅当番医制【広域】			
	日・祝	9:00~17:00(八幡浜地区 9:00~18:00)			

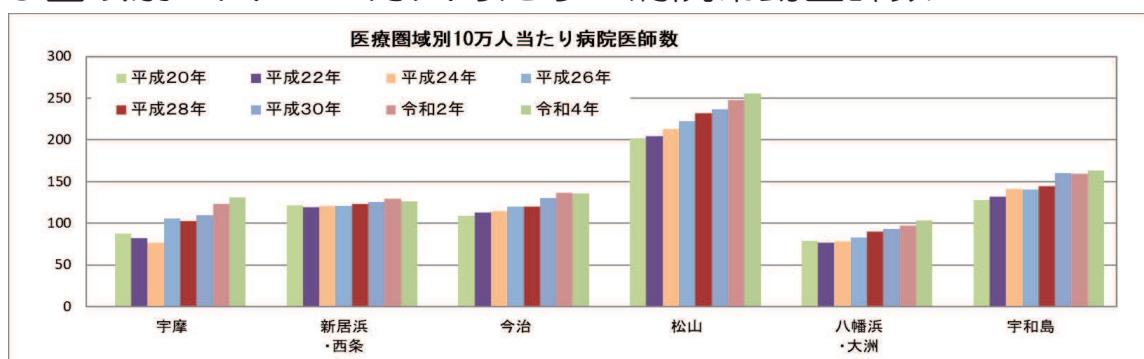


管内の二次救急医療

○救急告示病院の常勤医師数

地区名		病院名	許可	常勤医師数(人)			
			病床数	H17.4	H24.5	R3.4	R7.4
八幡浜・大洲医療圏	八西	市立八幡浜総合病院	256	38	22	24	26
	大洲 喜多	市立大洲病院	150	14	12	15	14
		大洲中央病院	182	14	13	10	12
		加戸病院	92	5	5	5	6
		大洲記念病院	95	6	7	9	9
		喜多医師会病院	199	14	8	14	12
	西予	西予市立西予市民病院	154	9	7	11	10

○圏域別の人口10万人あたりの病院常勤医師数



管内の二次救急医療

○八幡浜・大洲喜多地区の二次救急輪番体制

曜日	昼間（8:30～17:30）		夜間（17:30～8:30）	
	八幡浜	大洲喜多	八幡浜	大洲喜多
月	市立八幡浜総合病院	市立大洲病院	市立八幡浜総合病院	市立大洲病院
火	市立八幡浜総合病院	市立大洲病院	市立大洲病院	
水	市立八幡浜総合病院	加戸病院	市立八幡浜総合病院	喜多医師会病院
木	市立八幡浜総合病院	大洲記念病院	市立八幡浜総合病院	
金	市立八幡浜総合病院	大洲中央病院	市立八幡浜総合病院	大洲中央病院
土	大洲中央病院		大洲中央病院	
日	市立八幡浜総合病院	大洲中央病院 (8:30～18:00)	市立八幡浜総合病院	

○西予地区の二次救急輪番体制（西予市ホームページより。）

曜日	昼間（8:30～17:30）		夜間（17:30～8:30）	
	内科系	外科系	内科系	外科系
月	西予市立西予市民病院			
火	西予市立西予市民病院			市立大洲病院
水	西予市立西予市民病院			喜多医師会病院 西予市民病院 (処置並びに入院加療は 市立八幡浜総合病院)
木	西予市立西予市民病院			市立八幡浜総合病院
金	西予市立西予市民病院			
土	西予市立西予市民病院			
日	西予市立西予市民病院			

管内の二次救急医療



愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議

【目的】

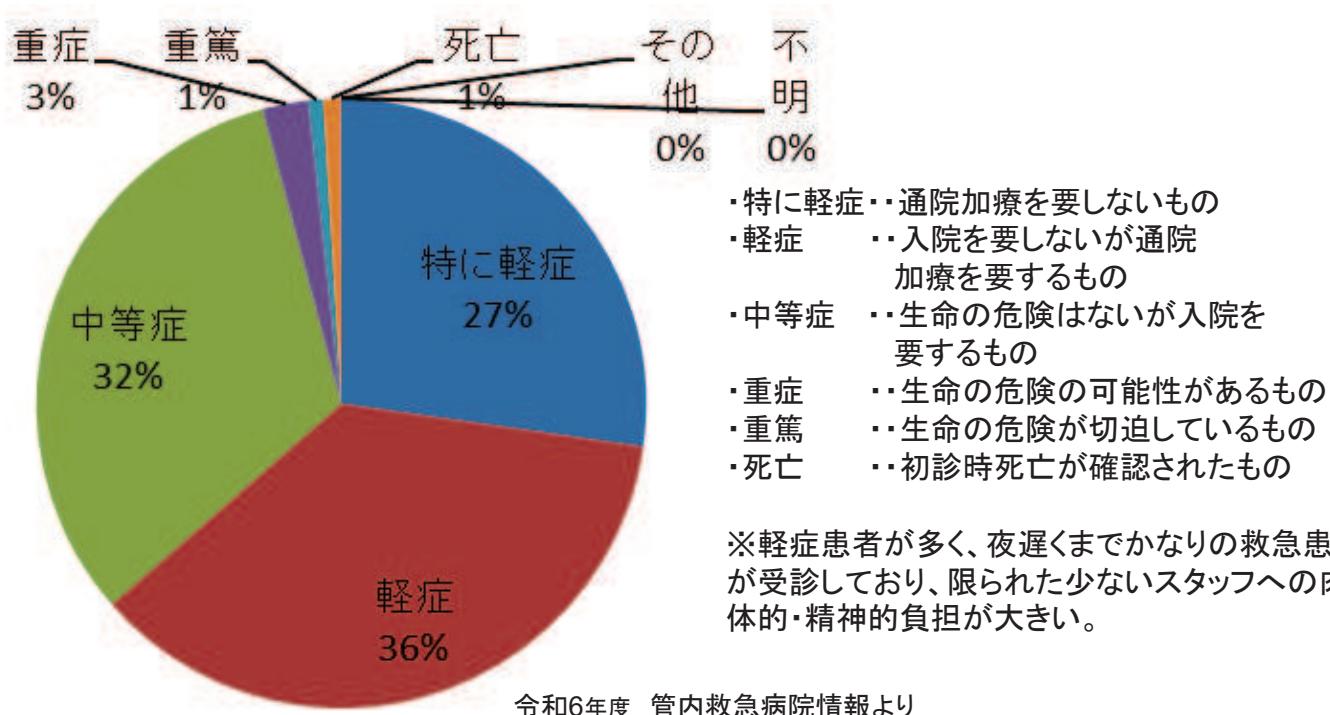
八幡浜・大洲構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、八幡浜・大洲構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。(H27.6設置)

【委員】

圏域内各 医師会長・歯科医師会長・薬剤師会支部長・看護師会地区理事・老人福祉施設長・救急告示病院長・副市(町)長・保険者の代表者・八幡浜保健所長 (21名)

* 愛媛大学医学部附属病院長や地域医療構想アドバイザーがアドバイザーとして参加。

症状の程度別救急患者数



喜多・八幡浜・西予地区小児在宅当番医運営協議会

【目的】

八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町における、小児在宅当番医事業を円滑に運営するため、H21.3に協議会を設置。

【委員】

喜多・八幡浜小児科医会(医師会所属小児科医)・副市(町)長・八幡浜保健所長(計12名)

※愛媛大学大学院医学系研究科教授、市立八幡浜総合病院
小児科医師がアドバイザーとして参画(当番医としても支援)

※事務局は、当分の間、八幡浜保健所企画課。
事務を2年毎に八幡浜市、大洲市、西予市が担当する。

小児当番体制・患者数

診察場所

- ・当番参加医師が開設している診療所
- ・八幡浜地区施設事務組合 一次救急休日・夜間診療所

診療日時

日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	午前9時から12時、 午後2時から午後5時 (八幡浜市内は午後6時まで)
---------------------------	--

小児患者数(令和2年度～令和6年度)

	R2	R3	R4	R5	R6
年間合計患者数	1,274	1,752	2,250	3,448	3,191
1日平均患者数	17.5	24.0	30.8	46.6	43.7

健康増進課所管事業について



健康増進課の組織図と職員



健康増進課 18名 ※育児休業1名含む

(課長:保健師、主幹:行政事務・保健師) (3名)

- 健康づくり推進係 (3名)
 - └ **歯科医師、管理栄養士、歯科技工士**
- 精神保健係 (4名)
 - └ **保健師**
- 感染症対策係 (4名)
 - └ **臨床検査技師、保健師**
- 難病・母子保健係 (3名)
 - └ **保健師**

健康増進課の所管業務

● 健康づくり推進係

- ・健康づくり、健康増進に関するここと
- ・栄養・食育推進に関するここと
- ・歯科口腔保健に関するここと



● 精神保健係

- ・精神保健活動に関するここと
- ・地域自殺対策強化事業に関するここと
- ・ひきこもり対策推進事業に関するここと
- ・高次脳機能障害支援普及事業に関するここと
- ・地域移行支援事業に関するここと

健康増進課の所管業務

● 感染症対策係

- ・感染症対策に関するここと
- ・結核対策に関するここと
- ・新型インフルエンザ等対策に関するここと
- ・エイズ・性感染症予防に関するここと
- ・肝炎対策に関するここと



● 難病・母子保健係

- ・難病対策、母子保健に関するここと
- ・指定難病医療費助成事業に関するここと
- ・小児慢性特定疾患医療費助成事業に関するここと
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業に関するここと

健康増進課から見た地域課題

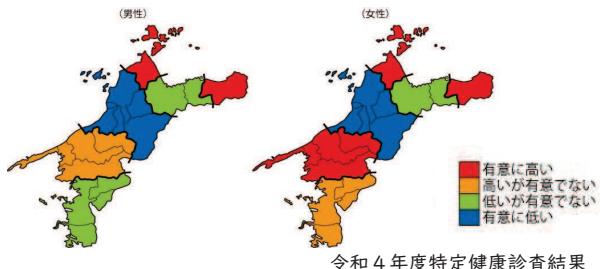
◆健康づくり推進係

愛媛県の健康課題は 「高血圧」

管内は、標準化該当比でみると、男女とも有意に高い

高血圧症の分布地図

(二次医療圏別標準化該当比：県全体を基準=100)



令和4年度特定健康診査結果

◆精神保健係

①精神科病院長期入院者の高齢化

*管内の1年以上入院者数 321人

うち65歳以上 225人

(2023年6月1日現在)

②40歳以上の男性の自殺者が多い

*R6管内自殺者数 21人

うち40歳以上の男性 14人

③処遇困難事例（依存症、ひきこもり、認知症、単身世帯等）の増加

地域移行の促進・生きづらさへの支援

◆難病・母子保健係

①指定難病受給件数 約1200件

・人工呼吸器装着の長期入院先、

レスパイトの確保が課題

・受給者証所持者のうち60歳以上が67.4%、老老介護で負担増

②在宅の医療的ケア児

・小慢医療費助成での把握数 9件

③松山圏域への受診（身体的・経済的負担）²⁹

◆感染症対策係

①管内の高齢者施設（入所系）125施設
新型コロナ集団発生報告 9件
(R7.9月末現在)

②結核新登録患者数（R6年） 15人
うち75歳以上 11人 (73.3%)

高齢者の感染対策

健康増進課の業務紹介

健康増進課では、各係の所管業務に沿って事業を実施しています

今回は、

★高血圧予防対策

「愛顔のハート、学び体験」事業

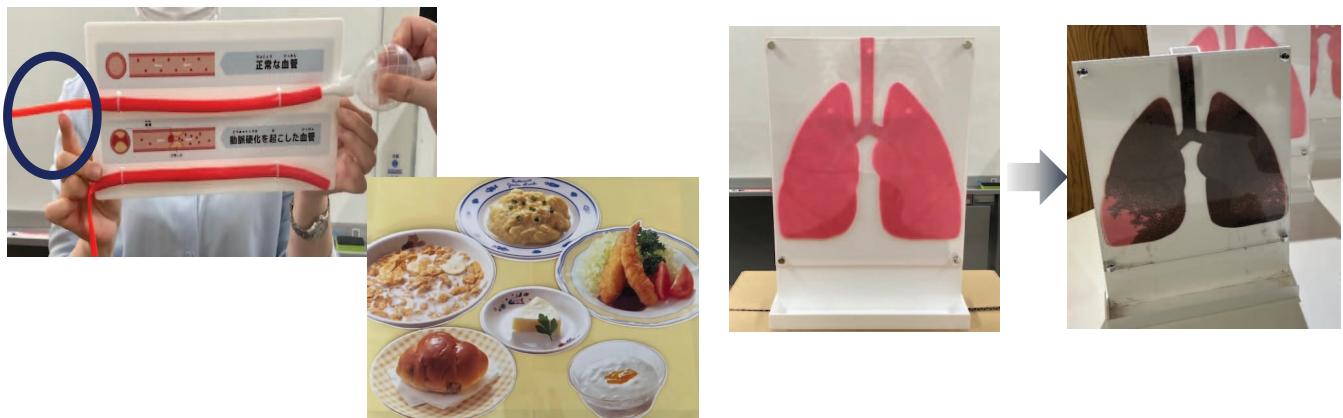
★自殺対策事業における若年者対策

についてご紹介します



高血圧予防対策 「愛顔のハート、学び体験」事業（健康づくり推進係）

県の健康課題でもある**高血圧**の予防は、子どもの頃からの意識づけが重要である。子どもとその保護者を対象に、高血圧に関わる**「心臓と血圧」** **「減塩」** **「禁煙」** の3つのアクティビティからなる体験プログラムを実施することにより、高血圧とその予防のための生活習慣について理解を促進し、子どものみならず家族の長期的な生活習慣病予防行動につなげる。



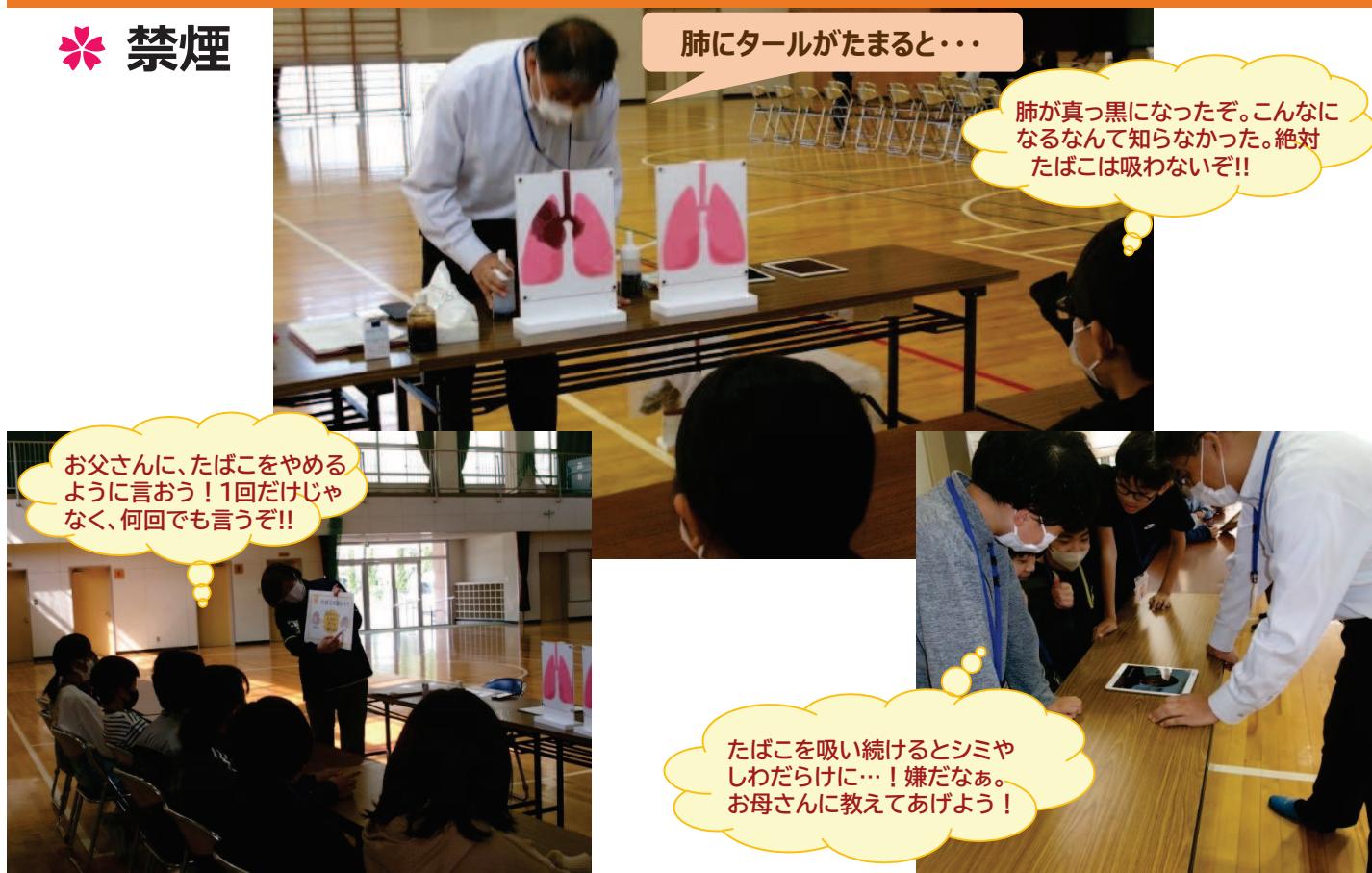
高血圧予防対策 「愛顔のハート、学び体験」事業（健康づくり推進係）

* 全体説明



高血圧予防対策 「愛顔のハート、学び体験」事業（健康づくり推進係）

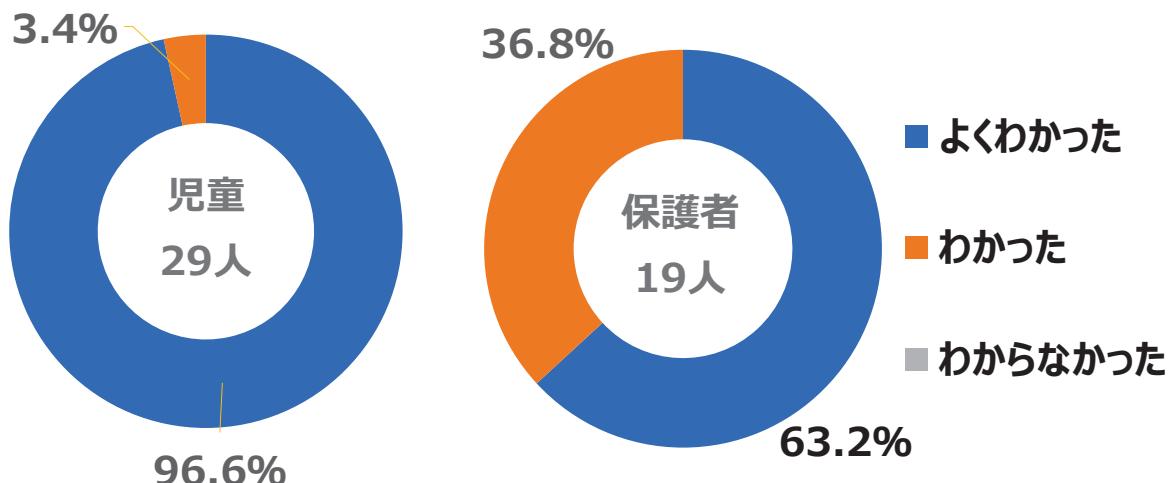
* 禁煙



高血圧予防対策 「愛顔のハート、学び体験」事業（健康づくり推進係）

* アンケート結果

高血圧やその予防のために大切なことがわかりましたか。



高血圧予防対策 「愛顔のハート、学び体験」事業（健康づくり推進係）

* アンケート結果

今日学んだことを生活にいかしたいですか。



高血圧予防対策『減塩』ポータルサイト



取り組みやすい減塩のヒントを
動画などで発信しています！



高血圧予防対策
『減塩』ポータルサイト

自殺対策事業における若年者対策（精神保健係）

自殺の現状：R6年自殺者数

【全 国】 総数20,117人（前年比-1,540人）

男性13,635人（前年比-1,090人）、女性6,482人（前年比-450人）

【愛媛県】 総数216人（前年比-34人）

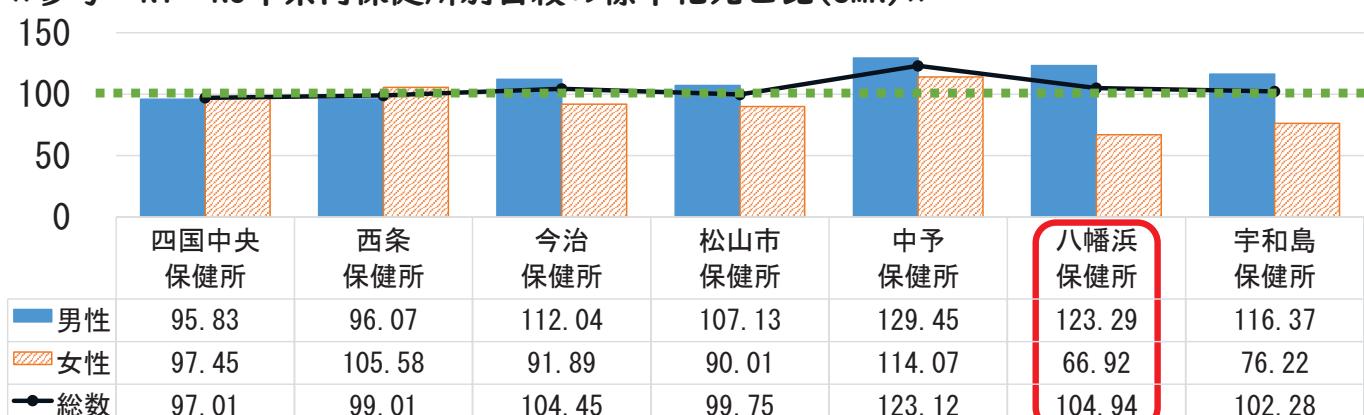
男性154人（前年比-12人）、女性62人（前年比-22人）

【管 内】 総数21人（前年比-10人）

男性16人（前年比-9人）、女性5人（前年比-1人）

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

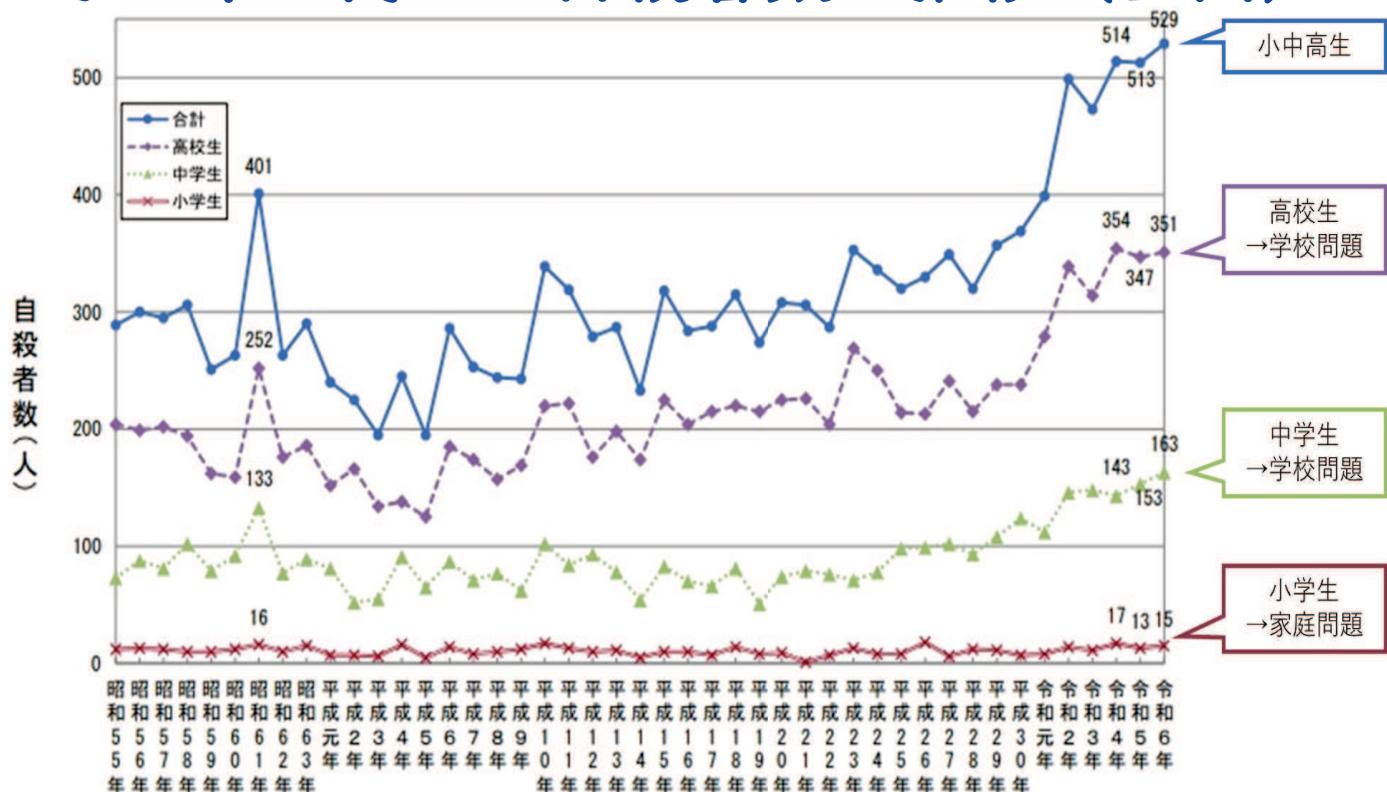
«参考：R1～R5年県内保健所別自殺の標準化死亡比(SMR)»



資料：人口動態統計自殺死亡数、R2国勢調査日本人人口より算出

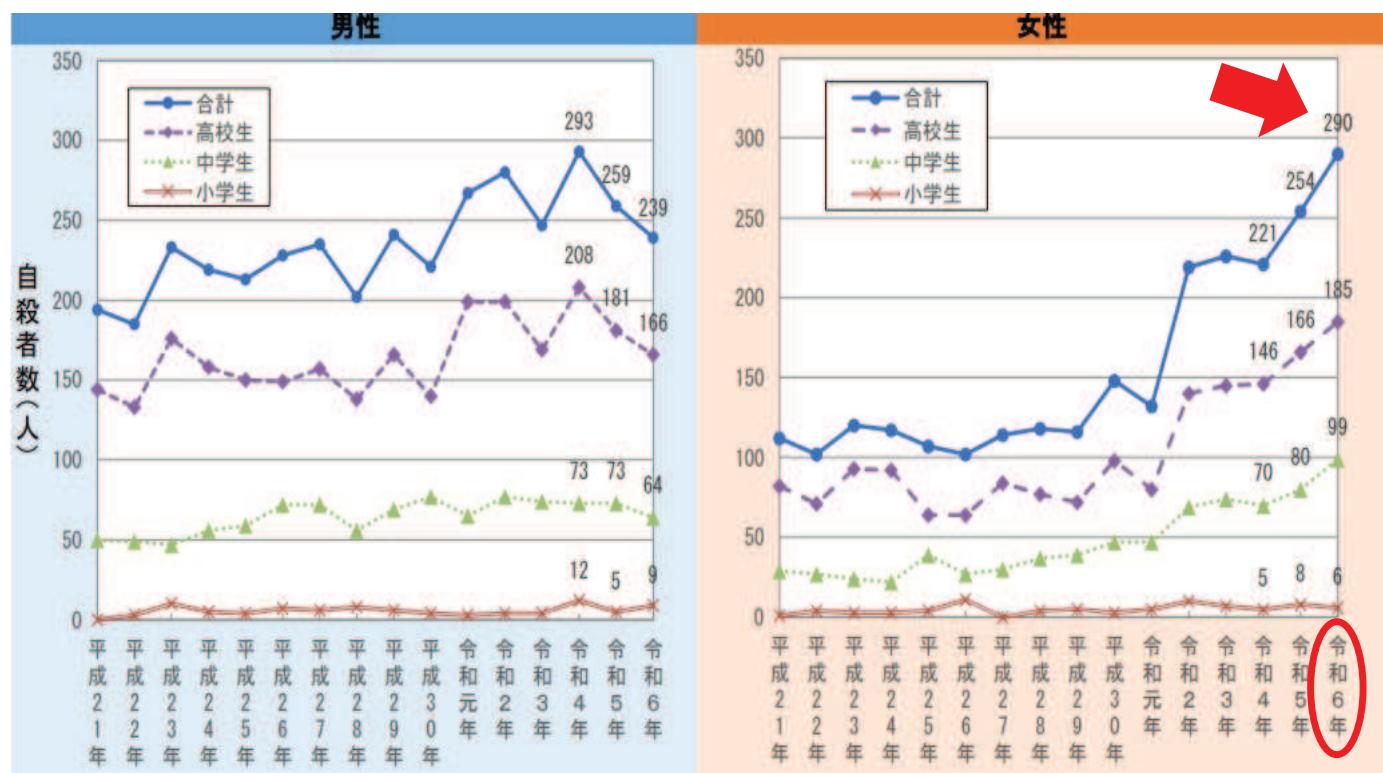
自殺対策事業における若年者対策（精神保健係）

小・中・高生の自殺者数の推移（全国）



自殺対策事業における若年者対策（精神保健係）

小・中・高生の男女別自殺者数の推移（全国）



警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

自殺対策事業における若年者対策（精神保健係）

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった（平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍）。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加（第2条第6項・第7項）

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記（第3条第2項）
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記（第5条）

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定（第17条第3項）
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定（第18条）
- 自殺発生回避のための適切な対応に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定（第19条第2項）
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定（第19条第3項）
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記（第20条）、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定（第21条）

4. 協議会（第4章）

- 地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとして、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）

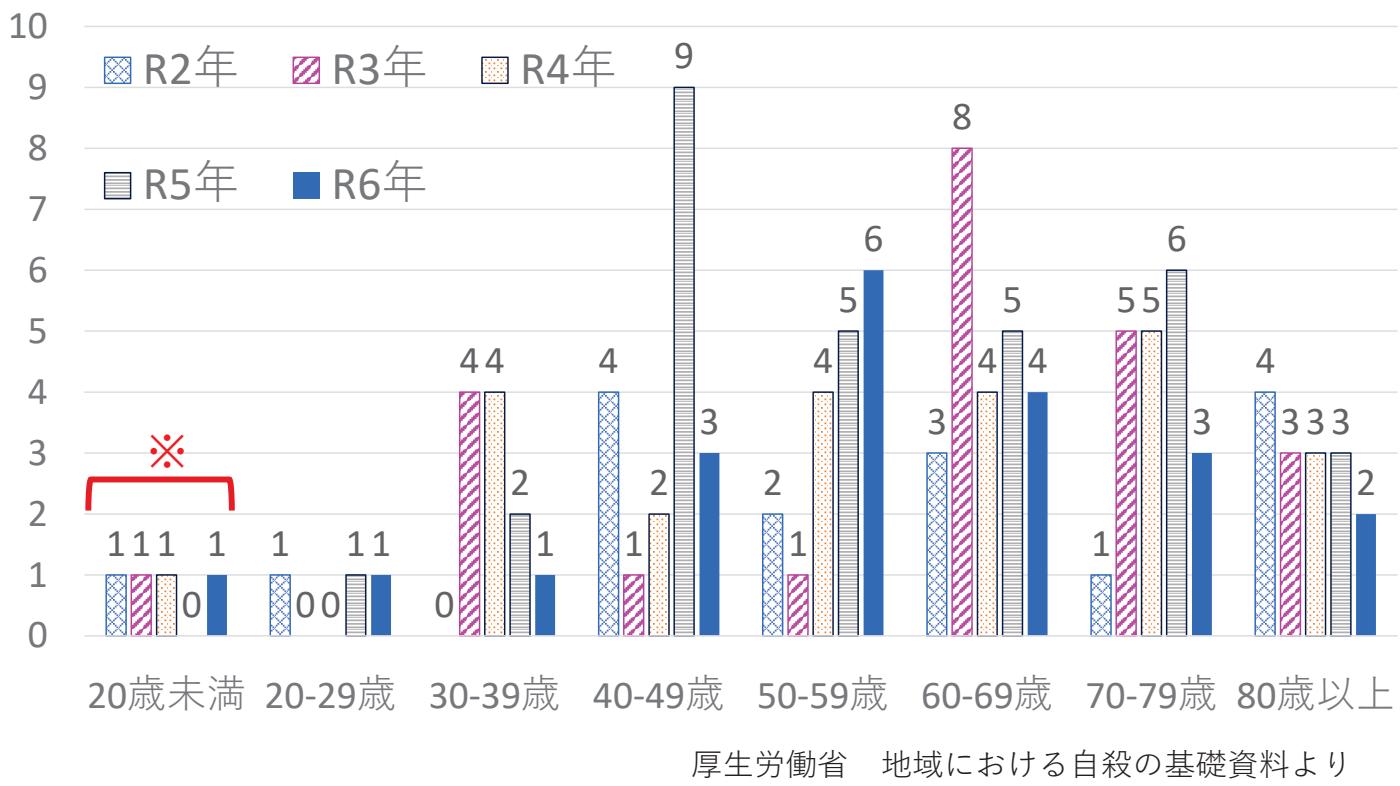
- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

自殺対策事業における若年者対策（精神保健係）

年齢階級別自殺者数（八幡浜保健所管内）



自殺対策事業における若年者対策（精神保健係）

保健所の取り組み

◆個別支援

- 自殺に関する相談（実18件）のうち、中高生の相談（実3件）
 - 面接や電話等で本人や保護者等の相談に対応
 - 学校・市町保健師・医療機関等関係機関との連絡調整
 - ケース会議

等

◆思春期メンタルヘルス支援対策研修会の開催（年1回）

参考者：管内の小・中・高等学校の教職員、市町職員（教育委員会・保健・福祉）、児童相談所職員等

内 容：○講演「自傷・過量服薬を繰り返す子どもたちの心理と支援」
(R7年度) 講師 愛媛大学大学院医学系研究科 児童精神医学講座
准教授 河邊 憲太郎

○グループワーク



◆普及啓発

- ・体験フェスティバルin交流の家におけるパネル展示

生活衛生課所管事業について



八幡浜保健所運営協議会

生活衛生課の業務

課長（薬剤師）

○生活衛生係（獣医師1名、薬剤師1名）

1 生活衛生営業の許可・監視

理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業、興行場

2 調理師・ふぐ取扱者・製菓衛生師免許関係事務

3 動物愛護・適正飼養の指導 等

4 特定建築物・遊泳用プールの衛生確保 等

○食品監視グループ

（獣医師1名、薬剤師3名、臨床検査技師1名）

1 食品営業許可

2 食品衛生監視、食品衛生講習会

3 食中毒・苦情調査 等

猫に関する苦情の増加



- 令和2年6月1日から改正動愛法が施行
誰かが飼っている可能性がある**外猫**は、引取り拒否
- 用具等を用いて駆除目的で猫に苦痛を与える方法にて捕獲を行った場合、動物愛護法違反（虐待）に該当し、**五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金**に処される場合あり

その猫引取れません!!

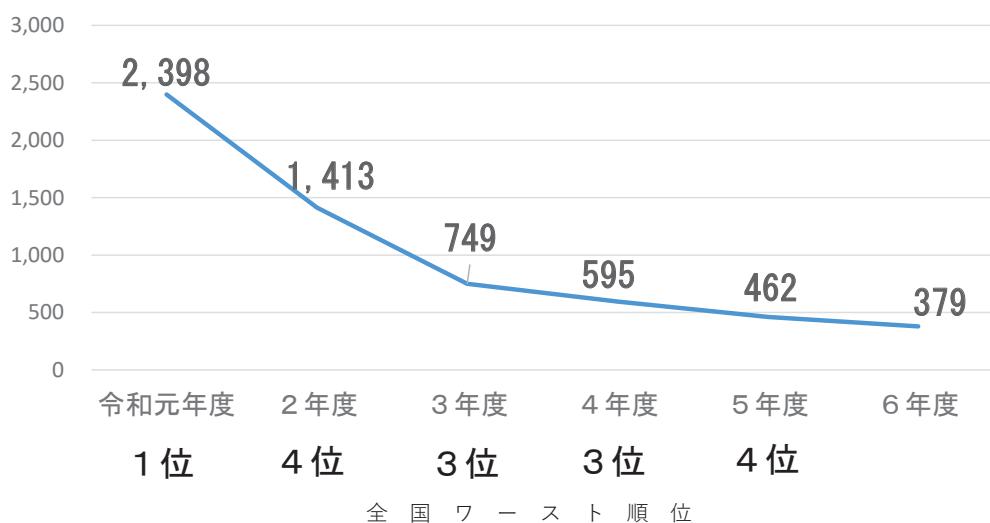


SOS!

愛媛県は平成29年度から犬猫の殺処分数が全国ワースト4位以内に入っています。

愛媛県 犬猫殺処分頭数の推移

動物愛護管理行政事務提要(環境省)より(6年度分は除く)



令和5年度 全国の状況(犬猫)

令和6年度 動物愛護管理行政事務提要(環境省)より

	引取り	譲渡	殺処分
1	愛知県	愛知県	福島県
2	千葉県	広島県	兵庫県
3	広島県	茨城県	大分県
4	北海道	千葉県	愛媛県
5	福島県	北海道	岐阜県
6	茨城県	岡山県	長崎県
7	岐阜県	岐阜県	香川県
8	福岡県	新潟県	愛知県
9	愛媛県	山口県	青森県
10	神奈川県	神奈川県	群馬県
11	岡山県	愛媛県	徳島県

愛媛県
頭数

1,433

885

462

負傷動物は含まない

猫の飼い方

★不妊去勢手術をしましょう

- ・猫が増え続けるのをふせぎます。
- ・猫のケンカや大きな鳴き声が減ります。

★トイレを設置しましょう

- ・ご近所の敷地で排泄するのを防ぎます。

★時間を決めてエサをあげましょう

- ・エサを置いたままにすると、他の地域からも猫が集まってきたたり、ゴキブリやハエなどが発生したりします。

★室内飼いをおすすめします

- ・ご近所とのトラブルがなくなります。
- ・ケガや病気が減り、猫が長生きします。

地域猫活動とは

野良猫に困っている！

鳴き声がうるさい
糞尿で困っている
敷地内で子猫が生まれた
ゴミや花壇を荒らされた など

野良猫がかわいそう！

お腹をすかせてかわいそう
不妊去勢手術をしてあげたい
猫のために何かしたい など

猫問題を解決したい共通の願い

地域猫活動による解決

地域猫活動のすすめ方

活動グループの結成

地域の合意

地域の実態の把握

ルール作り

不妊去勢手術の実施

猫の譲渡

地域猫活動の役割分担

地域住民(主体)

- できるだけ多くの住民が関わる
- 役割分担を明確に



行政

- 関係団体との連絡調整
- 適正飼養に関するアドバイス
- 不妊去勢手術の補助 など

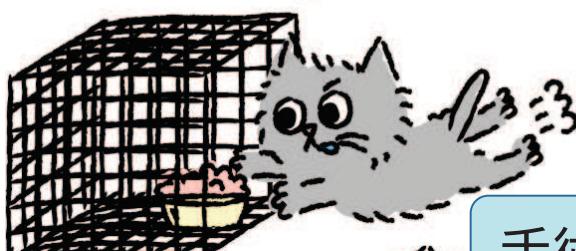
動物愛護団体等

- 飼養、資金、捕獲等に関する支援

TNR活動

捕獲し

Trap



戻す

Return



手術し

Neuter

多頭飼育問題の発生構造

リスクが高い状態

- ・計画性がない
- ・不妊去勢手術未実施の動物を飼育
- ・個体数が増加傾向にある

多頭飼育問題

繁殖制限なし

高い繁殖能力、無責任な餌やり、放し飼い
飼い主の要因

判断力不足、不妊去勢手術費用負担困難
手術により動物を不幸にするという勝手な信念



環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」より

動物愛護管理に関する普及啓発

対象

地域住民



動物愛護・適性飼養の啓発

Q1. よく行くお店の前にかわいい野良猫がいたので、お店で猫の餌を買って与えた。



A1. X

猫は餌を食べると糞や尿をします。餌を与えるだけでは、周辺の環境で糞尿を排泄するために、迷惑を受ける人がいます。また、餌を置いたままにするとハエなどの虫が集まってくるため不衛生です。

野良猫に餌を与えたい場合には、その場で餌を与えずに飼い猫として飼養しましょう。

Q2. 猫を友達から譲り受けたが、不妊手術をせず、外にも自由に遊びに行かせていたところ、子猫が生まれた。その後も動物病院へ連れて行くのが面倒なので、不妊去勢手術は実施しなかった。



A2. X

1匹の雌猫が、1年で20匹、2年で80匹、3年で2000匹に増えると言われています。適正に飼養できる数を超えないように不妊去勢手術を実施しましょう。

動物愛護・適性飼養の啓発



- ※ エサだけではなくトイレの管理もしましょう
- ※ 室内飼育で事故や病気から守りましょう
- ※ 不妊・去勢手術を行いましょう

1頭のメス猫が…

1年後には20匹以上

2年後には80匹以上

3年後には2000匹以上



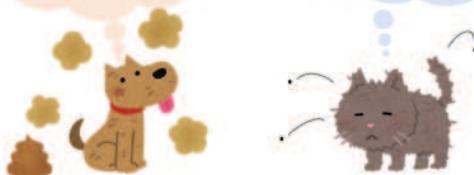
お問い合わせ 八幡浜保健所生活衛生課 0894-22-1111(内線309)

動物を捨てる、傷つけるだけじゃない

こんな場合も虐待です。

うんちを片付けて
ほしいな
もっと遊んでほしいな

からだがかゆい～
具合も悪いし病院に
連れて行ってほしいな



次の内容も虐待(ネグレクト)に該当します。

- × 水や餌を与えないで放置
- × 排泄物を片づけないで放置
- × 病気やケガを治療しないで放置
- × 狹い、暑い、寒い場所で放置

責任をもって管理できる頭数を飼いましょう

愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です。

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合
**5年以下の懲役 又は
500万円以下の罰金**
(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

愛護動物を虐待・遺棄した場合
**1年以下の懲役 又は
100万円以下の罰金**
(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)



お問い合わせ 八幡浜保健所生活衛生課 0894-22-4111(内線309)

衛生管理手順の確認

HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理

○衛生管理計画の作成

材料の受け入れ、冷蔵庫の温度管理、

器具等の洗浄・消毒、従業員の健康管理など

○計画に基づく実施

○確認・記録 「見える化」

○振り返り、見直し

食中毒注意報

サルモネラ食中毒注意報

令和7年7月25日付けでサルモネラ食中毒注意報が発令されました！

サルモネラ食中毒が多発しています！！

卵と食肉の取扱い不良や調理器具の
洗浄・消毒不足による二次汚染に注意しましょう

サルモネラ食中毒とは？

- サルモネラ属菌は動物の腸内にいる菌で、食肉や卵の表面や内部についていることがあります。
- 乾燥に強く、環境中の生存率が高いため、調理場や調理器具に残っていることがあります。
- 食べてから6～72時間後に、腹痛、下痢、発熱、嘔吐等の症状が出ます。
- 長期にわたり感染者となることもあります。

過去の原因食品

- 卵、またはその加工品
- 食肉（牛レバー、鶏肉）
- うなぎ、すっぽん、乾燥イカ菓子
- 二次汚染による各種食品

対策は？

- 生卵や食肉に触れた手や調理器具はしっかり洗浄・消毒しましょう。
- 生卵や食肉を扱う調理器具は専用のものを使用しましょう。
- 卵料理や肉料理は十分に加熱しましょう。（75℃で1分以上）
- 購入後の卵は冷蔵保管し、期限内で早めに使用しましょう。
 - 卵を割る時は1個ずつ小容器に割りましょう。
 - 卵を割ったら直ぐに調理して食べましょう。（割り置きしない。短時間でも常温に置かない）
 - 被卵やひび割れのある卵は使用を控える（使用する場合は加熱を徹底し、生食はしない）

愛媛県・松山市

本年度 8回目 食中毒注意報発令中

「食中毒の発生が最高気温の平均が30℃、平均湿度が75%をこえ
食中毒の発生しやすい気象条件となったことから」

令和7年9月16日付けで細菌性食中毒注意報が発令されました！

(営業者用)



「食中毒の発生が多いのは、細菌が繁殖しやすい時期だから！」

(暑いやさいからではありません！)

細菌の違う「温度」を保ち、増殖する「時間」をキミののがポイントです。

衛生管理を強化し、食中毒を予防しましょう。

清潔 (細菌をつけない)

- 調理前、食事前、用便後には、手をよく洗いましょう。
- 台所は、整理整頓し、常に清潔にしましょう。
- みな板、ふきん等は、十分に洗浄消毒を行いましょう。
- ハエ、コキブリ等の衛生害虫は、定期的に駆除しましょう。
- 魚介類等は、其水で十分洗い、専用まな板で調理しましょう。

迅速・低温保存 (細菌を増やさない)

- 調理前、食事前、用便後には、手をよく洗いましょう。
- 調理した食品は、早く食べましょう。
- 食品を、長時間室温放置しないようにしましょう。
- 生鮮食品や調理後の食品は、10℃以下で保存しましょう。
- 刺身等は4℃以下で保存しましょう。
- 冷凍保存は、-15℃以下で保存しましょう。
- 冷蔵庫は詰め込み過ぎないようにしましょう。（7割程度）

加熱 (細菌をやっつける)

- 加熱して食べる食品は、中心部まで十分火を通してましょう。

「注意報」→期間中、今まで以上の衛生管理が特に必要！！

愛媛県・松山市

食品衛生に関する普及啓発

対象

食品関係事業者、高校生、大学生 など



食品衛生クイズ

食品衛生クイズ (○か×でお答えください!)

Q1. 食品に食中毒菌が付いているかどうかは、においや味で判断できる。

Q6. 作り置きのカレーでもしっかり温めなおせば、食中毒になることはない。

Q2. 手をよく洗わなくても、アルコール消毒すれば食中毒を防げる。

Q7. 賞味期限や消費期限は食品の種類ごとに一律に決めてある。

Q3. 肉を切った後の包丁やまな板で、トマトやレタスなどの生で食べる野菜を切っても問題はない。

Q8. 鶏や豚のレバーは新鮮であれば生で食べても食中毒になることはない。

Q4. 冷蔵庫や冷凍庫への保存は、肉・魚・生鮮野菜と一緒にまとめた方がよい。

Q9. ハンバーグは中心まで火が通ってなくても、表面がしっかり加熱されれば食中毒になることはない。

Q5. 食中毒を防止するために、食品を加熱する時の目安は、中心の温度が 65 度 1 分間以上である。

Q10. ノロウイルスによる食中毒は冬場にだけ気を付けなければよい。

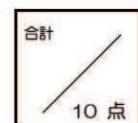


受講者イメージアップキャラクター みきちゃん

(裏面へつづく)



愛媛県イメージアップキャラクター みきちゃん



麻痺性貝毒に関する注意喚起



R7.6.5～8.1（規制値を超えたため公表）

R7.10.3～11.6（規制値未満）

貝毒原因プランクトンが増加したため、
2枚貝を採取して自家消費しないように
注意喚起の看板設置

場所：西予市三瓶町 5ヶ所

環境保全課所管事業について

八幡浜保健所環境保全課

環境保全課の所管事務

○環境保全係

1. 大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染の防止に関すること
 2. 公共用水域及び地下水の水質保全に関すること
 3. ダイオキシン、フロン及びP R T R等に関すること
 4. 水道に関すること
 5. 凈化槽に関すること
 6. ゴルフ場農薬に関すること
- など

○廃棄物指導係

1. 産業廃棄物処理業（収集運搬、処分）の許可に関すること
 2. 一般廃棄物（処理施設）に関すること
 3. P C B 廃棄物に関すること
 4. 廃棄物の不法投棄等の防止に関すること
 5. 土砂条例に関すること
 6. 自動車リサイクル法に関すること
- など

1. 環境保全係

(1) 大気汚染防止法等の届出施設への指導

(2) 水質汚濁防止法等の特定施設への指導

(3) 水道事業体の水道施設への指導

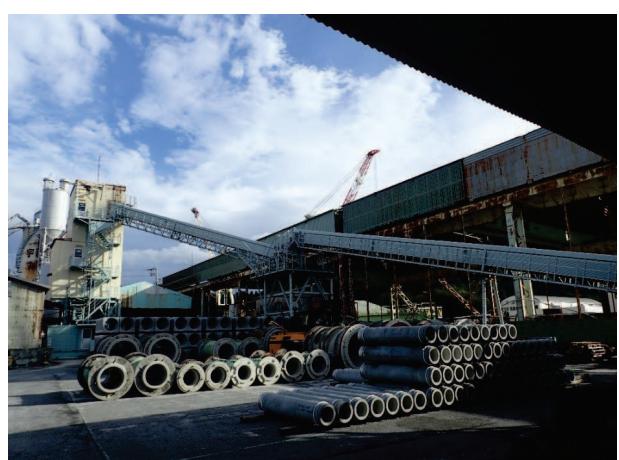
(1) 大気汚染防止法等の届出施設への指導 ①

目的:工場及び事業場から排出されるばい煙、粉じん等の排出を規制し、大気の汚染の防止を図る。

対象施設:ばい煙発生施設(ボイラー、廃棄物焼却炉、乾燥炉 等)
一般粉じん発生施設(堆積場、破碎機、ベルトコンベア 等)

対象作業:特定粉じん排出等作業(アスベスト撤去作業)

調査内容:施設の稼働及び作業状況並びに管理記録等の確認



(1) 大気汚染防止法等の届出施設への指導 ②

令和6年度実績	立入調査件数	指導件数
ばい煙発生施設	9	0
一般粉じん発生施設	20	0
特定粉じん排出等作業	5	0



(2) 水質汚濁防止法等の特定施設への指導 ①

目的: 工場及び事業場から公共用海域に排出される水の排出を規制し、
水質の汚濁の防止を図る。

対象施設: 特定施設(生コン工場、旅館、大型飲食店、病院 等)

調査内容: 施設の確認、排水量及び排水汚濁データの確認、
排水の採水(衛生環境研究所にて検査)



(2) 水質汚濁防止法等の特定施設への指導 ②

令和6年度実績	立入調査件数 (採水件数)	改善指導件数 (基準超過件数)
特定施設	57 (42)	3 (3)



(3) 水道事業体の水道施設への指導 ①

目的:市町の水道事業体が管理運営する水道施設へ立入り、水道法で求められている衛生管理等の徹底、水道事故の防止を図る。

対象施設:上水道施設(給水人口 5,001人以上)、

簡易水道施設(同 101人～5,000人)

調査内容:塩素滅菌の状況、水質検査の状況、管理運営状況等



(3) 水道事業体の水道施設への指導 ②

令和6年度 実績	施設数	巡回指導 施設数※	改善指導 施設数
上水道施設	5	2	0
簡易水道施設	39	9	0

※3～5年に1回実施



2. 廃棄物指導係

(1) 産業廃棄物等監視指導機動班による監視指導

(2) 不法投棄防止対策に関する活動

(3) 海洋ごみ対策

(1) 産業廃棄物等監視指導機動班による監視指導

目 的：産業廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正処理及び不適正な土砂等の埋立て等に即応

構 成：廃棄物指導係 3名

（産業廃棄物等適正処理指導員「警察OB」1名を含む）

業務内容：巡回パトロールによる不法投棄の発見

不法投棄等に関する県民からの苦情への対応

不法投棄等の関係者に対する適正処理の指導

悪質な不適正処理事案への厳正な対応（警察署との連携）

令和6年度の活動状況

○パトロール日数 180日（走行距離24,191km 134.4km/日）

○苦情処理・指導件数 9件

【廃棄物不適正処理の例（令和6年度）】



・廃棄物（生コン）の不法投棄



・廃棄物の不法焼却

(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ①

<不法投棄防止対策推進協議会> (構成員：26名)

会長：八幡浜保健所長

排出事業者（建設業協会、商工会議所）、産業廃棄物処理業者、所轄警察署、海上保安部、管内市町、県関係課の代表等



協議会の開催

日時：令和7年7月25日（金）

概要：各機関におけるパトロール・啓発事業等活動状況の報告、不法投棄情報の共有化、協議会における活動計画を審議。

(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ②



不法投棄防止対策推進協議会行事 廃棄物撤去・啓発活動

○日時：令和6年12月5日（木）

○場所：伊方町二見地区

○撤去した廃棄物：

空き缶、空き瓶、ペットボトル、弁当がら、容器包装プラスチックなど
(計：1,000kg)

不法投棄防止対策推進協議会行事 不法投棄廃棄物海上パトロール

○日時：令和6年11月21日（木）

○場所：八幡浜港～西予市（大崎鼻）沿岸

陸上からは発見が困難な不法投棄廃棄物を確認するため、宇和島海上保安部の船舶に乗船し、パトロールを隔年で実施。



(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ③

産業廃棄物収集運搬車両の検問

- 日時：令和6年12月11日（水）10:00～11:20
- 場所：大洲市平野町野田（国道197号下り車線）
- 結果：要指導車両 なし

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、警察署と連携して産業廃棄物収集運搬車両の検問を実施。



スカイパトロール

- 調査実施日：令和7年8月1日（金）
- 調査コース：大洲市-八幡浜市-西予市-内子町
- 調査結果：特に問題となるものは発見されず

産業廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正処理を監視するため、愛媛県消防防災ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施。

(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ④

ドローンを用いた産業廃棄物処理施設等の監視

産業廃棄物処理施設等に係る不適正処理の早期発見や産業廃棄物等の適正処理確保のための監視・指導体制の強化の一環として、令和3年度に空中撮影のみ可能な小型ドローン、令和5年度には測量可能なドローンが配備された。

★令和5年度ドローン実務講習会 実技講習風景★

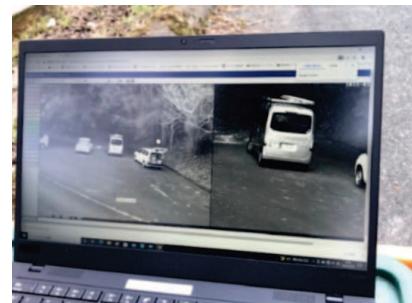


(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ⑤

産業廃棄物不法投棄監視カメラの設置

産業廃棄物不法投棄未然防止対策として不法投棄監視カメラを以下のとおり設置、運用している。（管理は設置市町に依頼）

【設置場所】八幡浜市釜倉地区	(平成30年5月～)
八幡浜市若山地区	(令和4年1月～)
八幡浜市保内町喜木津地区	(令和5年10月～)
大洲市梅川地区	(令和4年3月～)
大洲市東大洲地区	(令和5年10月～)
西予市宇和町大江地区	(令和3年2月～)
西予市三瓶町津布理地区	(令和5年9月～)



(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ⑥

不法投棄防止看板の設置

不法投棄の抑制及び不法投棄防止対策として、不法投棄防止看板を作成し、不法投棄されやすい場所に設置。

設置実績（41基設置済）

令和6年度	八幡浜市	1基	大洲市	1基
令和5年度	八幡浜市	1基	大洲市	1基
	内子町	1基		
令和4年度	八幡浜市	3基	大洲市	1基
令和3年度	八幡浜市	2基	大洲市	1基
	西予市	2基		
令和2年度	八幡浜市	3基	大洲市	2基
令和元年度	八幡浜市	1基	大洲市	1基
平成30年度	八幡浜市	1基		
平成28年度	大洲市	3基		
平成27年度以前		16基		



(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ⑦

排出事業者を対象とした産業廃棄物の適正処理に関する講習会の実施

日 時：令和7年6月24日（火） 14:30～15:30

会 場：県八幡浜庁舎7階大会議室

参加者：43名（建設業、製造業、廃棄物処理業者、県機関、市町等）

内 容：

- ・廃棄物処理法の概要
- ・廃棄物の定義
- ・排出事業者の責務
- ・盛土規制法と県土砂条例
など



(2) 不法投棄防止対策に関する活動 ⑧

産業廃棄物不法投棄等通報フォームの運用開始

産業廃棄物に係る不法投棄や野焼きなどの不適正処理を県民が発見した場合に速やかに通報していただき、不法投棄の早期発見・被害の拡大防止を図るため設置していた通話無料の専用電話（不法投棄110番）を、令和6年9月から通報フォームへ移行した。

通報フォームへのリンク⇒

産業廃棄物不法投棄等通報フォーム

入力フォーム

① ② ③

■緊急を要する場合は、循環型社会推進課まで電話で連絡してください。
■松山市内の一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の場合は、松山市の所管となります。
■一般廃棄物（家庭から出るゴミ等）の不法投棄、野焼き等の場合は、市町の所管となりますので、関係市町と情報共有することがあります。
■記入していただいた個人情報については、個人情報保護法等の関係法令に基づき適正に管理を行います。

Q1. 不法投棄、野焼き等の場所を選択してください。 必須

松山市 松山市以外

[→ 確認画面へ進む](#) [\[\] 入力内容を一時保存する](#)



(旧 不法投棄110番)

- 電話番号 0120-149-530
(イヨノクニ・ゴミゼロ)
○設置場所 県庁循環型社会推進課内
○開設時間 8時30分から17時15分まで
(平日)
○注意事項 産業廃棄物の不適正処理関係情報
に限ります。

(3) 海洋ごみ対策

県では、きれいで豊かな瀬戸内海を次世代へ確実に継承するため、「調査分析」「回収処理」「発生抑制」「人材育成」「広域連携」の5つの視点から海洋ごみ対策の充実・強化を図っている。

【令和7年度の取り組み】

- 瀬戸内4県一斉清掃大作戦
実施日 令和7年5月（土）
場所 伊方町三机御所が浜



- 愛顔のスポGOMI

	ステージ	開催日	場所
東予	新居浜ステージ ～川ごみ一掃大作戦!～	令和7年11月1日（土）	新居浜市国領川河川敷
中予	伊予ステージ ～海ごみ一掃大作戦!～	令和7年9月6日（土）	伊予市森海岸
南予	宇和島ステージ ～街ごみ一掃大作戦!～	令和7年10月11日（土）	宇和島市市街地

【公害等苦情処理状況】

年度	大気汚染	水質汚濁	悪臭	騒音	不法投棄等	計
2	1	6	4	—	4	15
3	3	7	1	—	13	24
4	2	4	—	—	8	14
5	10	6	—	—	4	20
6	3	5	—	—	3	11

